

# 介護保険事業者の指定申請等受付審査実施事業者募集要領

## 1 実施目的

介護保険事業所等からの届出に関する件数増加とともに、加算要件の複雑化に伴う問い合わせや相談、補正等も増加していることから、外部活力を活用することで事務の効率化・最適化を高めることを目的とする。

委託事業者の選考において、本事業の実施を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式に沿った企画提案審査を実施する。

## 2 業務の概要

- (1) 業務内容：別紙「介護保険事業者の指定申請等受付審査実施事業業務委託」の仕様書を参照
- (2) 委託期間：契約締結日から令和11年(2029年)3月31日まで。
- (3) 提案上限金額： 94,358,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 担当所管課

豊中市 福祉部 長寿社会政策課

## 4 参加資格要件

本案件に参加できる者は、応募書類等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。複数企業が共同提案する場合は、構成員である全ての企業が要件を満たすものとする。応募書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第127号。

以下「旧法」という。) 第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。) をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあたっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。  
(9) ISO27001の認証 (ISMS 認証) 又はプライバシーマークを取得していること。

## 5 公募選考のスケジュール

項目	期限等
公募実施要領・仕様書等を市ホームページに掲載	令和8年1月7日(水)
質問書の提出(事業者⇒市)	令和8年1月14日(水)17時(必着)
質問書への回答を市ホームページに掲載	令和8年1月21日(水)
プロポーザル参加表明書・提案書類の提出	令和8年2月12日(木)17時(必着)
第一次審査(書類選考) ※4提案以上あった場合にのみ実施	令和8年2月16日(月)
第一次審査結果の通知	令和8年2月19日(木)
第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年2月24日(火)
第二次審査結果の通知	令和8年2月下旬頃
契約の締結	令和8年3月上旬頃

## 6 質問の回答・受付

### (1) 提出期限

令和8年1月14日(水)17時必着

別紙「質問票」(様式第4号)にて電子メールで提出すること。

メールアドレス: chouju@city.toyonaka.osaka.jp

※受付期間を過ぎた質問並びに電話、FAX及び来庁による質問は受け付けない。

※受信確認のため、送信後すみやかに長寿社会政策課(06-6858-2838)に電話連絡すること。

### (2) 回答方法

質問に対する回答は令和8年1月21日(水)までに市のホームページに回答する。

なお、個別に回答は行わない。

## 7 プロポーザル参加表明書・提案書類の提出

### (1) 提出書類の様式

No	提出書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式第1号

②	企画提案書	任意様式
③	見積書	任意様式
④	見積の内訳書	任意様式
⑤	入札参加停止措置等状況調書	様式第2号
⑥	会社概要	様式第3号
⑦	①から⑥を格納した電子媒体	CD-RかDVD-R

(2) 提出先

豊中市役所第二庁舎3階 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

受付時間：8時45分～17時15分

(3) 提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない）又は送付（郵便、宅急便等）

なお、送付の場合、提出書類の到達について確認すること。

(4) 提出期限

令和8年2月12日（木）17時必着

(5) 提出部数

正本1部

8 選定方法

市職員による書類審査及びプレゼンテーション審査（以下「プレゼン審査」という。）により選定する。ただし全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても契約予定者としない。

(1) 書類審査

①実施日：令和8年2月16日（月） 提案者が4以上の場合、書類による審査を行う。

②結果通知：令和8年2月19日（木） 電子メールにて結果を通知する。

(2) プrezen審査

書類審査を通過した事業者に対し、プレゼン審査を行う。

①審査方法：プレゼンテーション及び市職員のヒアリングにより行う。

②実施日：令和8年2月24日（火）午後（予定）

※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

③実施時間等：35分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）

④プレゼンテーションの出席者：当日の出席者は1提案者あたり3名以内とする。

### (3) 審査項目

審査基準表に沿って行う。

#### 【審査基準表】

項目	提案を求める事項	評価の視点	配点
業務の理解・方針	本業務の趣旨を理解しており、目的に合致した提案方針を提示すること。	法に基づく介護保険事業者の指定申請等の経験と知識を豊富に備え、本業務と同種又は類似の業務に従事した経験を有しているか。	15
	業務実施体制を具体的に提示すること。	本業務を適切に履行できる運営体制になっているか。バックアップ体制についても明記されているか。	10
業務内容	書類審査等業務に関する提案者の取組みを具体的に提示すること。	書類審査等業務の内容を十分理解し、提案者の取組み内容が明確になっているか。	15
	教育及び研修の内容を具体的に提示すること。	業務計画が明確になっているか。	15
各種リスクに対する取組みを具体的に提示すること。	本業務の実務を行う管理者及び従業者が円滑に業務を遂行できる適切な教育及び研修内容となっているか。	10	
	個人情報等に対して、適切に対応できる体制となっているか。	5	
苦情等のトラブル発生時において、適切に対応できる体制となっているか。	5		
報酬改定の対応	報酬改定に関する提案者の取組みを具体的に提示すること。	報酬改定の内容を十分理解し、提案者の取組み内容が明確になっているか。	15
追加提案	事務負担軽減に繋がるDX化の取組みを提示すること。	本業務の内容に照らし、有効で効果的な優れた提案となっているか。	5
価格	本業務を遂行するための適切な価格を提示すること。	見積額が妥当であるか。	5
過去の処分歴等	公募日から起算し、過去3年以内に、本市及び国、他の自治体から入札参加停止措置等の処分を6か月以上受けた場合、又は公募日から起算し、過去3年以内に、本市から契約解除又は書面による警告を受けた場合。		-7
	公募日から起算し、過去3年以内に、本市及び国、他の自治体から入札参加停止措置等の6か月未満の処分を受けたことがある場合。		-3

### (4) 審査結果の通知

結果はすべての提案者に対して令和8年2月下旬に郵送にて通知する。

なお、本市と仕様並びに価格等協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、優先交渉権者の通知をもって、本業務の受託者と約束するものではない。

### 9 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記4. で規定する参加資格要件に抵触するに至ったとき。
- (2) 提案書類において虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき。
- (4) プレゼン審査に欠席したとき。

- (5) 一団体で複数の提案をしたとき。
- (6) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (7) 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- (8) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき。

## Ⅰ 0 契約

- (1) 審査結果通知後速やかに優先交渉権者と協議を行い、契約条件等で合意に至り次第、契約締結の手続きを行う。また、優先交渉権者と契約に至らなかった場合には、次点の提案者と契約を前提に協議を行う。
- (2) 提案者がⅠ者であり、審査委員会において提案の内容が適切と認められる場合は、Ⅰ者であっても契約交渉を行う。
- (3) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (4) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）
- (5) 契約金の支払いは、各年度の業務が終了し、本市が業務の完了を確認した後に支払う。

## Ⅰ 1 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出に関する費用等)は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがある。
- (3) 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (4) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (5) 本プロポーザルへの応募を取り下げる場合は、速やかに長寿社会政策課まで連絡をするとともに、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。また、取下げにより不利益な取扱いを行うことはない。
- (6) 質問事項の締切以降、本案件に係る質問は受け付けない。

## Ⅰ 2 応募先・問い合わせ先

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係 担当：村尾・澤田  
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第二庁舎3階）  
電話：06-6858-2838（直通） FAX：06-6858-3146  
E-mail：chouju@city.toyonaka.osaka.jp